

「建設物価データベース（標準品）」利用申込書

お申込み（FAX：03-3663-1397）

（一財）建設物価調査会【販売管理業務代行】（株）建設物価サービス TEL03-3663-8761（9：00～17：00 土・日・祝日除く）

別に定める「建設物価データベース利用規約」「個人情報保護規定」（HP参照）を承諾のうえ、下記のとおり申込みます。

顧客CODE		契約No	
--------	--	------	--

西暦 年 月 日

★お申込者名（ご契約者名） ※太枠内をご記入ください。

フリガナ			
事業所名			部署
所在地	〒 -	都道府県	電話 - -
			FAX - -
			担当者 印

★ご利用者名（お申込者とご利用者が異なる場合必ず記入）

フリガナ			
事業所名			部署
所在地	〒 -	都道府県	電話 - -
			FAX - -
			担当者 印

★単価データファイル（選択は、○⇒■）

★形式は、必ずお選び下さい ※必要な月号の欄に○を付けてください。（西暦記載必須）

CODE	種類	形式	年												都市	データ枚数	料金（税込）	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
<input type="checkbox"/>	土木共通資材編 <input type="checkbox"/> Web建設物価データを含む	名称有無														月号		円
<input type="checkbox"/>	建築共通資材編 <input type="checkbox"/> Web建設物価データを含む	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無														月号		円
<input type="checkbox"/>	電気設備編 <input type="checkbox"/> Web建設物価データを含む	データ														月号		円
<input type="checkbox"/>	機械設備編 <input type="checkbox"/> Web建設物価データを含む															月号		円
<input type="checkbox"/>	建築コスト情報編	□CSV □固定長	4	7	10	1									月号		円	
<input type="checkbox"/>	土木コスト情報編 ※1		4	7	10	1									月号		円	
<input type="checkbox"/>	土木工事標準単価編 【 工種 】 （工種は、下記より選択ください）※1、※2		4	7	10	1									月号		円	

★「土木工事標準単価編」工種選択欄（○⇒■）

- 鋼製排水溝設置工 表面被覆工 表面含浸工 連続繊維シート補強工 剥落防止工 漏水対策材設置工 防草シート設置工 紫外線硬化型FRPシート設置工 塗膜除去工 パネルラフト工
 道路反射鏡設置工 仮設防護柵設置工 機械式継手工 抵抗板付鋼製杭基礎工 目地設置工 FRP製格子状補修設置工 侵食防止用植生マット工 支承金属溶射工 耐圧樹脂管設置工

その他特殊品（ ）		年月		円
合計				円

※1、週休2日修正単価（交替制単価を含む）は、提供データに含まれています。

※2、「土木工事標準単価編」を複数都市同時に申込みされる場合はお問い合わせください。

★ご利用台数（選択は、○⇒■）

<input type="checkbox"/> 1台 / <input type="checkbox"/> 複数台（ ）台	※複製利用の場合は利用台数に対応する倍率を記入⇒						上記合計料金 × （ ）倍	
利用台数	1	2~5	6~10	11~20	21~30	31~	倍率適用後 合計	円
倍率	1.0	2.0	3.0	3.5	4.0	別途協議		

★特記事項

--

※お支払いについて

お支払いは、銀行振込でお願いします。請求書は、納品時/納品が複数回にわたる場合は、1回月の納品時に同封いたします。

◆出荷日・金額						◆請求日・金額					
1	/	/	円	7	/	1	/	/	円	7	/
2	/	/	円	8	/	2	/	/	円	8	/
3	/	/	円	9	/	3	/	/	円	9	/
4	/	/	円	10	/	4	/	/	円	10	/
5	/	/	円	11	/	5	/	/	円	11	/
6	/	/	円	12	/	6	/	/	円	12	/

区分	通常	JR	販売店	大口	形態	スポット	定期	新規	継続
----	----	----	-----	----	----	------	----	----	----

入力	確認
----	----



建設物価データベース(「単価データファイル」及び「積算基準データファイル」)利用規約

下記の使用許諾契約書(以下「本契約書」)は、お客様(利用申込書の利用者欄に記載された個人または法人で、そのいずれであるかを問いません)と一般財団法人建設物価調査会(以下「当会」)との間に締結される法的な契約書です。「単価データファイル」及び「積算基準データファイル」(以下「本製品」)は記録媒体、印刷物(コードブック、「単価データファイル」及び「積算基準データファイル」)の内容を印刷したもの等を含みます)を言います。

本製品をご利用になるお客様(以下「お客様」という。)は、本製品の利用申込により本使用許諾契約書の条項に承諾されたものとし、本契約書の条項に同意されない場合、お客様は本製品の利用申込を行うことができません。

本製品は、著作権法及び著作権に関する法律をはじめ、その他の知的財産権に関する法律等によって保護されています。本製品は使用許諾されるもので、販売されるものではありません。

使用許諾契約書

1. 本製品の許諾

本契約書は、お客様に対し以下の権利を許諾します。

① 製品のインストール及び使用

お客様は、本製品を特定のコンピュータ(以下「本コンピュータ」)にのみインストールして使用することができます。本製品をワークステーション、端末またはその他のデジタル電子デバイスを含めた異なるコンピュータ(以下「デバイス」)にインストールしたり、それらから呼び出ししたりすることはできません。また、異なるデバイスに表示すること及び実行すること、異なるデバイスで共有したり同時に使用したりすることはできません。ただし、複数利用台数でお申込の場合は、規定の台数まで使用することができます。

② バックアップコピー

お客様は本製品のバックアップとして複製物を1部に限り作成することができます。また、お客様はそのバックアップ用複製物を保存することはできますが、これを本コンピュータ上の本製品を復元する以外の目的で使用することはできません。

2. その他の権利と制限

① 本製品の返品

本製品は利用のいかんを問わず返品はお受けできません。

② 返金

お支払いを受けた利用料金は、いかなる場合も返金いたしません。

③ 本製品の印刷

お客様自らの利用に限り、本製品の内容を印刷することができます。

④ 構成部分の分離

本製品は1つの著作物として使用許諾しています。そのため本製品を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。

⑤ 本製品の翻案

お客様は、本製品を利用して新たな著作物(以下「二次著作物」)を創作することができます。その二次著作物に対しても著作権法上および本契約の全てが適用されます。

⑥ レンタル

お客様は本製品をレンタルまたはリースすることはできません。

⑦ 本製品の譲渡

お客様は、本製品の全部を一括してのみ第三者に譲渡することができます。ただし、その場合、本製品の複製物を保有することはできず、本製品の一切(媒体、コードブック、本契約書、本製品の内容印刷物等を含む)を譲渡し、かつ譲受人に対し本契約書の条項に同意させることを条件とします。

⑧ 解除

お客様が本契約書の条項または条件に違反した場合、当会は本契約を終了することができます。この場合、お客様は、本製品及びその付属品をすべて破棄しなければなりません。

⑨ 著作権

本製品、付属のマニュアルなどの文書および本製品の複製物についての著作権、知的財産権は、当会が保有しています。したがって、お客様は当会の文書による許諾がある場合を除き、印刷物など、著作物を複製できません。また、本製品の全部又は一部を公表または、情報開示することはできません。

品質保証規定

① 当会は、本製品に物理的不都合がある場合、本製品の引渡し後 30 日以内にお申し出があった時、不都合のない製品と無償にて速やかに交換いたします。

② 当会は本製品に利用上不都合が生じるような契約に適合しない事象(契約不適合)(①を除く)がある場合、本製品の引渡し後 90 日以内にお申し出があった場合は、不都合のない製品と無償にて速やかに交換いたします。

③ ①②に記載された期間を過ぎて本製品に不都合が発見された場合は、当会の規定により実費をご負担いただき不都合のない製品と交換いたします。

④ 上記①の事態が火災、地震、第三者による行為その他の事故、お客様の故意若しくは過失、誤用その他異常な条件下での使用において生じる等、当会の責に帰さない理由により生じた場合は、当会の規定により実費をご負担いただき不都合のない製品と交換いたします。

⑤ 当会は本製品に関して、商品性及び特定の目的に対する商品適合性については明示たと黙示たとを問わず保証いたしません。

⑥ 本製品に対する当会の賠償責任は、いかなる場合においてもお客様が実際に支払った金額を上限とします。